

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

(1) 地域の概要

本市は栃木県北部に位置し、高原山麓一帯の肥沃な地域であり、面積は170.46 km²で、東西約11.6 km、南北約24.2 kmのほぼ長方形をなし、中央部は海拔200 m（商工会位置）で、最も高い所は北西部にそびえる剣ヶ峰の海拔1,590 m、最も低い所は南端部の大槻・乙畑地内の海拔160 mである。

北部山岳地帯は、日光国立公園の一部である高原連峰で、林産資源に富み、各所に鉱泉が湧出している。この山系に源を発する大小の河川が南下しており、土屋・沢地区に箒川、中央部に内川、中川、宮川、大槻・乙畑地区に荒川が流れ、沿岸は農産物に富み、人口の密集地となっている。



(2) 地域の災害等リスク

当地域で災害等が発生した場合に想定される被害は、次のとおり。

【洪水】

「矢板市地域防災計画」（令和6年3月改定）及び市の「防災ハザードマップ」によると、洪水予報河川である内川（中川・宮川も含む）について、浸水想定区域が指定されており、中央部の広範囲に渡り、5.0 m未満の浸水が想定されている。加えて沢地区の一部が箒川の洪水浸水想定区域、大槻地区の一部が荒川・鬼怒川の洪水浸水想定区域になっている。

商工業者へのリスクとしては、精密機器や工場機械の故障などによる復旧の長期化、復旧費用の高額化などが想定される。本市の主要産業である「商業・サービス業」においては、仕入先や卸売業者、物流事業者等が被災することにより、商品供給や配送網が途絶し、産業全体のサプライチェーンが毀損するリスクも存在する。

【土砂災害】

「矢板市地域防災計画」及び市の「防災ハザードマップ」によると、本市では、急傾斜地崩壊、土石流、地すべりといった土砂災害警戒区域が指定されている。

面積の34%を山林が占める本市は、人家の保全に対する影響、または林業を営む事業者が比較的多く、現場作業等に影響が出ると見込まれる。

商工業者へのリスクとしては、土砂災害による建物・設備の埋没や損壊などの直接的な被害が想定される。また、幹線道路の通行止めや寸断により、物流の停滞、仕入・配送の支障、顧客の来店困難による売上減少などが懸念される。特に、中心部や幹線道路沿いに集積する

商業・サービス業においては、道路の通行止めが長期化した場合、商品の仕入れや配送が途絶え、営業継続が困難になるリスクが存在する。

さらに、林業を営む事業者においては、山林へのアクセスが遮断されることで現場作業が長期間停止し、事業活動に深刻な影響が及ぶ可能性がある。加えて、土砂災害が発生した地域では集落の孤立や、復旧作業の長期化・高額化により、地域経済全体の停滞や事業再開の遅延などのリスクも想定される。

【地震】

国立研究開発法人防災科学技術研究所「地震ハザードステーション」の防災地図によると、今後 30 年間で震度 6 弱以上の地震が発生する確率は、ほぼ全域で 6～26%（一部 3～6%）である。

本市から最も近い関谷断層は、那須岳西側山腹から那須野が原の西縁に沿って那須岳北方の福島ー栃木県境から、那須塩原市、矢板市を経て、塩谷町北東部に延びる活断層である。過去の文献等から、この断層の活動により、周辺の地域に地震被害をもたらしたことがあるとされている。

商工業者へのリスクとしては、店舗・工場等の建物の倒壊または損壊、商品・什器・設備の破損などによる直接的な被害が想定される。また、電気・水道・ガスなどのライフライン停止による営業停止、幹線道路の損傷による物流停滞や仕入配送の支障などが懸念される。

特に、中心部や幹線道路沿いに商業・サービス業が集積していることから、これらの地域で被害が発生した場合、復旧の長期化や復旧費用の高額化に加えて、地域全体の商業機能やにぎわいの喪失により、商圈の縮小や顧客離れなどのリスクも存在する。

市の地域防災計画によれば、冬 18 時発震（矢板市役所直下 M6.9）による被害想定は以下のとおり。

被害種別		件数
建物被害	全壊	1,091 棟
	半壊	3,791 棟
	焼失	5 棟
人的被害	死者	67 人
	重傷者	124 人
	負傷者	981 人
	軽傷者	857 人

矢板市防災計画【3 震災対策編】第3節地震被害想定 P4 より抜粋

【集中豪雨】

近年、これまでに経験したことがないような豪雨が頻発しており、今後も地球温暖化等の影響により、集中豪雨に対して注意が必要である。

また、令和元年東日本台風により、中川が氾濫し中心部が浸水被害に遭った。住宅や店舗のほか、壊滅的な被害を受けた事業者も多数にのぼった。今後、減災の取組を進めた場合であっても、同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

商工業者へのリスクとしては、店舗・工場等の浸水による建物・設備・什器の損傷、商品・原材料・在庫の水損などの直接的な被害が想定される。また、電気・水道等のライフライン停止による営業停止、道路冠水による物流の停滞や仕入・配送の支障、復旧作業の長期化や復旧費用の高額化などが懸念される。

特に、令和元年東日本台風では中心部の商業・サービス業に壊滅的な被害が発生したことから、同様の被害が再度発生した場合、地域の商業機能やにぎわいの喪失による商圈の縮小、顧客離れ、事業継続の断念などのリスクも存在する。

【噴 火】

本市に影響を及ぼすと考えられる高原山は、本市、塩谷町、日光市、那須塩原市にまたがる複合火山であり、北部のカルデラ火山（塩原火山）とその中央火口丘（明神岳、前黒山）及び南部の円錐火山（釈迦岳火山）で形成されている。さらに前黒山北側山麓には西北西―東南東の割目群に伴う単成火山群がある。

活動の開始は、更新世中期（35～40 万年前）である。高原山のもっとも新規の活動は、単成火山群の一つである富士山溶岩ドームの形成及び高原一上ノ原テフラの噴出である。歴史時代の活動は知られていないが、微弱ながらも富士山溶岩ドーム近くには硫気活動があり、昭和 54 年 2 月には群発性微少地震が発生している。

商工業者へのリスクとしては、噴火に伴う降灰による建物・設備・商品への堆積や損傷、除去・清掃作業の負担増などの直接的な被害が想定される。また、道路通行止めによる物流の停滞、ライフラインの停止や避難指示による営業停止などが懸念される。

特に、市内には温泉や観光施設があることから、宿泊・飲食業においては、噴火による風評被害や宿泊・観光のキャンセルにより、売上が大幅に減少するリスクが存在する。

さらに、面積の 34%を山林が占め林業を営む事業者が比較的多いことから、降灰による森林への影響や現場作業の長期停止、復旧の遅延などのリスクも想定される。

【竜巻（突風）】

平成 25 年 9 月に発生した竜巻は、市内を南西から北東に横断し、道路がめくりあがるような被害のほか、商品・什器などが破損する被害を受けた事業者も多数にのぼった。今後も同程度以上の被害を想定しなくてはならない。

商工業者へのリスクとしては、店舗・工場等の建物の損壊、屋根・外壁・窓ガラスの破損などの直接的な被害が想定される。また、商品・什器・設備の飛散や破損、看板等屋外設備の飛散による二次被害、停電による営業停止などが懸念される。特に、平成 25 年の竜巻では実際に商品・什器の破損被害が多数発生したことから、商品在庫を多く抱える小売業や、什器・設備を多く有する飲食店・サービス業において、被害が大きくなるリスクが存在する。

さらに、竜巻は突発的で予測が困難なため、営業中に発生した場合は従業員や来店客への人的被害のリスクもあり、復旧費用の負担や営業再開までの期間が長期化するリスクも想定される。

【感染症】

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工業者へのリスクとしては、インバウンドを含む観光需要の落ち込み、宿泊のキャンセルやイベントや会合の休止、外出自粛の動き等による売上の急減、海外工場の操業停止や部品・材料の納入遅延等サプライチェーンの混乱による受注の停止などが想定される。また、従業員本人が罹患した場合、従業員の家族が感染した場合又は学校等が休校となり子どもの世話が必要となった場合、従業員が出勤できなくなるリスクも存在する。

【サイバー攻撃】

機密情報の窃取、金銭の獲得、業務の妨害等を狙ったサイバー攻撃が国内外で常態化するとともに、その手口も巧妙化している。商工業者へのリスクとしては、機密情報や個人情報流出、精密機器の故障、システム障害による業務停止、取引先からの信用の失墜などが想定される。

(3) その他の事業継続リスク

【店舗・工場等の火災】

所有する建物や設備、什器、備品等の滅失、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

【経営者・従業員の病気や怪我】

長期療養による就業不能又は死亡、これに伴う事業の停滞、縮小、休止、廃止

(4) 域内の商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 1,136 者（小規模事業者数 867 者）

【内訳】

業種区分	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
建設業	132	127	地域内に広く分散
製造業	96	75	
卸売・小売業	317	221	中心部のほか、幹線道路沿いに多い
宿泊・飲食業	129	92	
サービス業	328	239	
その他	134	113	
合計	1,136	867	

令和3年経済センサス活動調査より抜粋

(5) これまでの取組

1) 矢板市の取組

- ・ 矢板市地域防災計画の策定及び定期的な見直し
- ・ 防災ハザードマップの作成・更新及び市民への配布
- ・ 防災訓練の実施
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 指定避難所の整備及び運営体制の構築
- ・ 矢板市メール配信サービスによる災害情報の配信
- ・ 防災行政無線及び J-ALERT による緊急情報の伝達
- ・ 地域自主防災組織の育成及び活動支援
- ・ 市民向け防災教室・防災ワークショップの開催
- ・ 災害時受援計画の策定

2) 矢板市商工会の取組

- ・ 会員被災情報の収集
- ・ 事業者 BCP に関する国の施策の周知
- ・ 県主催の事業者 BCP 策定セミナーの周知と参加促進
- ・ 栃木県火災共済(協)と連携した火災共済への加入促進
- ・ 上部団体である全国商工会連合会の福祉共済(病気・ケガの補償)への加入促進
- ・ 防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・ 矢板市が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・ 矢板市商工会危機管理マニュアルの作成

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況(令和7年度)

- ・ HP へ事業者 BCP に関する国の施策を掲載 1 回
- ・ 事業継続の取組に関する専門家派遣 4 件
- ・ 事業者 BCP の策定・見直しに係る指導 4 件
- ・ 事業者 BCP 策定セミナーの開催 1 回
- ・ 事業継続力強化支援事業の実施状況や改善点についての協議 1 回
- ・ 災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 1 回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画や事業継続計画を便宜上、事業者 BCP と記載する。

2. 本計画の策定及び実行にあたっての課題と対策

(1) 課題

- ① 市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を把握できていない。
- ② 地域の災害等リスクについて商工会、市関係部署との間で十分な議論ができていない。
- ③ 本計画の実行にあたって、保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行える経営指導員が不足している。
- ④ 地質や地理的条件から大規模な災害の発生件数が少なく、災害に対して比較的安全性の高い地域であったことから、事業者における防災・減災への意識が不十分である。

(2) 対策

- ① 事業継続力強化の取組状況については、経済産業省 HP に掲載の事業継続力強化計画の認定事業者一覧や域内事業者へのアンケートや聞き取り等で把握する。
- ② 矢板市(生活環境課、商工観光課)と矢板市商工会の担当者による実務者協議を年 1 回以上開催し、本計画における災害リスクや支援の方針について確認・調整を行う。
また、実施状況に応じて適切なタイミングで見直しを行うこととする。
- ③ 保険・共済や資金繰り支援、防災・減災に対する専門的な助言を行う経営指導員等の不足については、栃木県火災共済(協)、市内金融機関、中小機構など他の支援機関と連携し、セミナー開催や専門家派遣を行う。加えて職員向けに研修や勉強会等を開催し適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。
- ④ 巡回や窓口相談時にハザードマップ等を活用し、令和元年東日本台風による中川氾濫の被害事例や近年の集中豪雨の増加傾向を示すことで、事業者の災害リスクへの意識を高める。
また、会報誌や HP、セミナー等を通じて継続的に防災・減災の重要性を周知する。

3. 目標

自然災害に対しては、「矢板市地域防災計画」を踏まえつつ、矢板市商工会地域の商工業者に対する事前防災・減災の対策や発生後のいち早い応急・復旧等について、矢板市と矢板市商工会が一体となって取り組む。

地域全体を巻き込む自然災害や感染症、更には事業者個々に不測の事態が発生した場合においても、経済活動が機能不全に陥ることを防ぎ、矢板市商工会地域、ひいては矢板市全体と、これを構成する事業者の持続的発展を目指す。

- ・ 管内事業者に対し自然災害等のリスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・ 市内の主要産業である商業・サービス業が集積する中心市街地の小規模事業者を面的に支援し、サプライチェーンや地域経済の機能を維持することで、市内全体の小規模事業者の事業継続力強化に繋げる。
- ・ 支援においては、事業者 BCP の策定支援に加え被災時の事業継続力強化として、損害保険の加入などのリスクファイナンスの取組を促進する。

具体的には、以下の目標を設定し取り組んでいくこととする。

- ① 年 5 者に対して事業者 BCP の策定・見直し支援を行う。
- ② 市内事業者の事業継続力強化の取組状況を把握したうえで、市内全体の事業継続力強化計画（BCP）の策定数を 30 件
- ③ 主要産業である商業・サービス業の小規模事業者においては策定数を 15 件
- ④ 地域経済の中心である中心市街地の小規模事業者においては策定数を 10 件
- ⑤ 損害保険加入の取組を 10 者に対して行う。
- ⑥ 上記目標達成のため、年 1 回以上のセミナーまたは専門家を活用した個別支援を実施する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 13 年 3 月 31 日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の事業継続力強化の取組状況の把握

- ・ 経済産業省、自治体等と連携し市内小規模事業者における事業継続力強化計画の策定状況等の事業継続力強化の取組状況を把握する。
- ・ 伴走型補助金等を活用し、市内小規模事業者の事業継続力強化の取組状況を調査・把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や市広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険や生命保険、傷害保険等の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 関東経済産業局 HP 掲載のリスクファイナンス判断シート等を活用し、事業者にリスクファイナンスの考え方を啓発し、自然災害等の災害発生時の資金繰りについて注意喚起する。
(HP:https://www.kanto.meti.go.jp/press/20240522_risk_finance_sheet_press.html)
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、管内事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 管内事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について助言を行う。
- ・ 事業者 BCP 策定のためのワークショップを開催する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(3) フォローアップ

- ・ 矢板市の防災訓練への参加を促す。
- ・ 事業継続力強化計画の見直しを促進するため、(一社)日本中小企業診断士協会連合会の実施する実効性向上支援事業（専門家派遣）を紹介する。
(HP : <https://jigyokei-jikkoseikojo.jp/>)

- ・ 事業者 BCP の策定後 3 年が経過した事業者に対し、巡回経営指導時等に訓練（被災からのシミュレーション含む）・計画の見直しについての指導を行う。
- ・ 支援した事業者の計画期間を把握し、計画期間終了後の計画の再策定・再申請へつなげる指導を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

- ・ 広報誌などで域内の事業者の事業継続力強化に関する好事例を展開する。
- ・ 同じ地域や同じ業種など、関連する企業をマッチングし、連携型事業継続力強化計画の策定を支援する。

(5) 関係団体等との連携

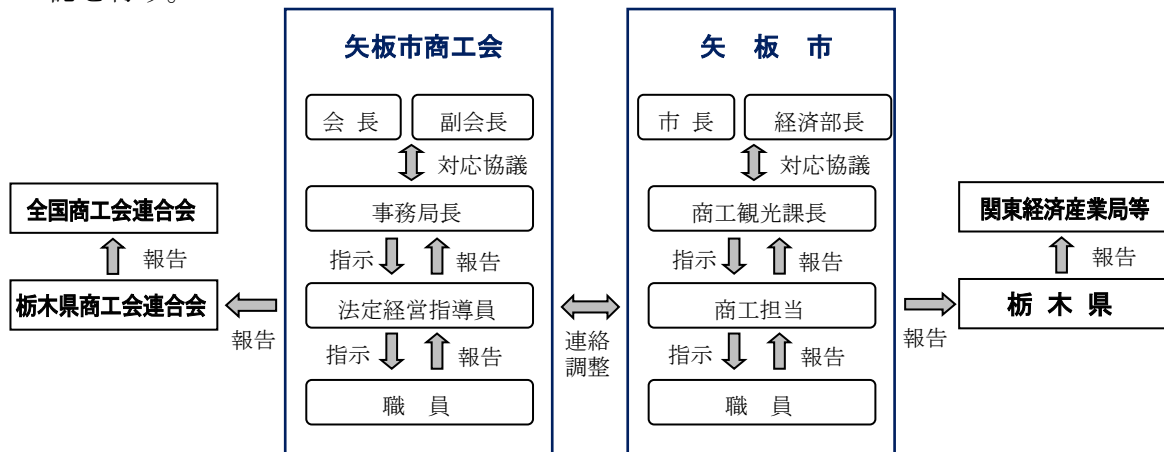
- ・ 金融機関や保険会社等の関係機関と連携し、専門家を招いた普及啓発セミナーやリスクファイナンスに係るセミナー・相談会を実施し、会員事業者以外も対象として、損害保険・生命保険・傷害保険等の紹介を行う。
- ・ 連携型事業継続力強化計画の策定にあたって、(独法)中小企業基盤整備機構の地域本部の専門家派遣を活用し、策定支援を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。

(6) 訓練の実施

- ・ 自然災害（令和元年東日本台風・東日本大震災等と同規模）が発生したと仮定し、市との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・ リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・ 風水害等、事前に発災が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



4. リスク発生時の対応

(1) 大規模災害

大規模災害が発生した場合は、以下の手順で対応する。

なお、大規模災害発生を目安は以下のとおりとする。

- ・ 風水害：特別警報が発表された場合
- ・ 地震：震度6弱以上の揺れが観測された場合

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・ 商工会職員は、発災後速やかに法定経営指導員（又はその代行者）へ安否・出勤可否の報告を行う。
- ・ 報告を受けた法定経営指導員は、職員の業務従事の可否を市へ報告するとともに、市が把握する被害状況を共有する。

2) 管内事業者の被害状況の確認

- ・ 市は、罹災証明申請書に被害状況や被害額の記載欄を設け、管内事業者の被害状況を確認する。
- ・ 商工会は、巡回・電話等により管内事業者の被害状況を確認する。

3) 被害情報の共有

- ・ 市と商工会は、以下の間隔で被害情報等を共有する。
なお、情報共有は「実態調査票（様式1）」を用いる。

発災後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1カ月	1週間に2回共有する
1カ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

- ・ 市と商工会とで情報を共有した上で、市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。
また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。
なお、報告は上記3)と同様の様式で行う。

(2) 国際的に脅威となる感染症

国際的に脅威となる感染症が流行した場合は、以下の手順で対応する。

なお、国際的に脅威となる感染症流行の目安は、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」に該当すると表明した場合とする。

1) 感染予防のための取組

- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い、うがい等の徹底を行う。
- ・ 本市で取りまとめた「矢板市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、矢板市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 管内事業者に対するリスクの周知

- ・ 今後管内事業者の経営に影響を与えうるリスクについて周知する。
- ・ 業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・ 矢板市は、来庁又は問い合わせを受けた管内事業者の被害状況を確認する。
- ・ 矢板市商工会は、巡回・電話、アンケート調査等により管内事業者の被害状況を確認する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・ 国や栃木県からの情報や方針に基づき、市と商工会とで情報を共有した上で、市においては栃木県が定める期日までに栃木県へ報告する。また、商工会においては県連合会が定める期日までに県連合会に対しても報告を行う。

(3) 被災事業者に対する支援

1) 応急対策時の支援

- ・ 相談窓口の開設方法については市と相談する。
- ・ 安全性が確認された場所で相談窓口を設置する。
- ・ 応急時に有効な被災事業者施策（国、栃木県、市町等の施策）を周知する。
- ・ 被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続きを受ける場合に必要な「罹災証明書」について周知し、取得を促す。また、被災状況がわかる写真を残しておくよう指導する。

2) 復旧・復興支援

- ・ 国、栃木県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災事業者に対して支援を行う。
- ・ 被災事業者施策（国、栃木県、市町等の施策）を周知する。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・県連合会等に相談する。

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表2)

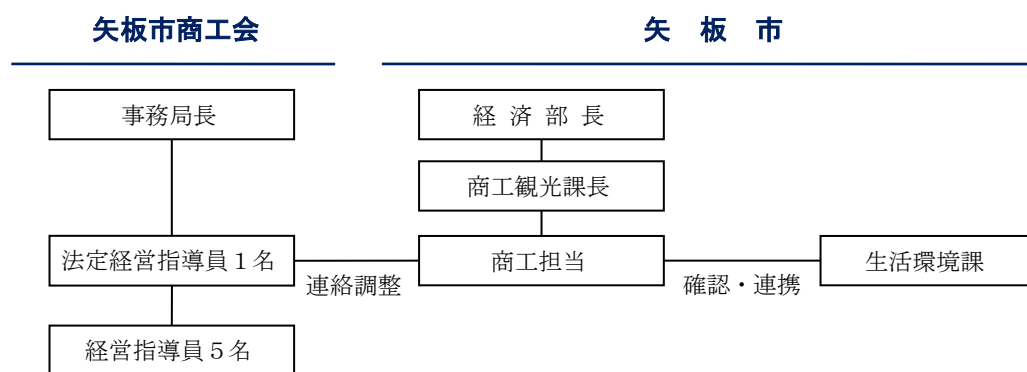
事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年2月現在)

(1) 実施体制

(商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・ 当会、本市商工観光課・生活環境課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回以上、担当者による実務者協議を開催する。
- ・ また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県に随時相談する。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・ 市内を複数のエリアに分け、法定経営指導員1名と経営指導員5名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を選定し、策定支援からフォローアップまで、一体の支援体制を構築する。
- ・ また、保険加入促進については、専門家による個別相談の体制を整え、事業者の実情に応じた支援を行う。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・ 法定経営指導員1名、経営指導員5名の体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・ 上記で把握検証した実施状況を当会と矢板市の担当者による実務者協議（年1回以上開催予定）で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・ 当会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 横田 文哉（連絡先は後述）

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

- ・ 本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・ 本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・ 本計画に基づく事業の進捗管理、見直し等フォローアップ（四半期に1回以上）

(3) 商工会、関係市町村連絡先

① 商工会

矢板市商工会

〒329-2161 栃木県矢板市扇町一丁目2番7号

TEL：0287-43-0272 / FAX：0287-43-1767

E-mail：yaita_net@shokokai-tochigi.or.jp

② 関係市町村

矢板市役所 経済部 商工観光課

〒329-2192 矢板市本町5-4

TEL：0287-43-6211 / FAX：0287-44-3324

E-mail：syoukou@city.yaita.tochigi.jp

(4) 被害情報報告先

① 栃木県

産業労働観光部経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埜田1-1-20

TEL：028-623-3173 / FAX：028-623-3340

E-mail：shienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

② 栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央3-1-4

TEL：028-637-3731 / FAX：028-637-2875

E-mail：soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp

※ その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R12 年度	R13 年度
必要な資金の額	400	400	400	400	400
・ 調査費	100	100	100	100	100
・ BCP 策定セミナー開催費 (専門家謝金、旅費、広告料)	50	50	50	50	50
・ 個社支援 (専門家謝金、旅費)	100	100	100	100	100
・ 普及・啓発費 (ポスター、チラシ印刷費)	50	50	50	50	50
・ 実務者協議開催費 (専門家謝金・旅費・会議費)	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、伴走型補助金、矢板市補助金、栃木県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。